

公益財団法人秋田市総合振興公社確認検査手数料規程

(平成28年 3月30日理事長決裁)

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める公益財団法人秋田市総合振興公社確認検査業務規程第47条に基づき、公益財団法人秋田市総合振興公社（以下「公社」という。）による確認検査業務及び仮使用認定に関する業務の実施に係る手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(建築物に関する確認申請手数料)

第2条 建築物の確認申請に係る手数料の額は、確認申請1件につき、別表1に掲げる手数料の額とする。

2 建築物の計画変更確認申請に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積の2分の1に該当する別表1に掲げる手数料の額とする。

3 建築物の移転、大規模の修繕及び大規模の模様替に係る手数料の額は、当該計画に係る部分の床面積の2分の1に該当する別表1に掲げる手数料の額とする。

4 建築物の用途を変更する場合は、当該用途変更に係る部分の床面積に該当する部分の床面積の2分の1に該当する別表1に掲げる手数料の額とする。

(昇降機に関する確認申請手数料)

第3条 昇降機の確認申請に係る手数料の額は、1基につき、別表2に掲げる手数料の額とする。

(工作物に関する確認申請手数料)

第4条 工作物の確認申請に係る手数料の額は、1の工作物につき、別表2に掲げる手数料の額とする。

(建築物に関する中間検査・完了検査の申請手数料)

第5条 中間検査を必要とする建築物の中間検査申請に係る手数料の額は、申請1件につき、別表3に掲げる手数料の額とする。

2 完了検査申請に係る手数料の額は、別表4に掲げる手数料の額とする。

3 仮使用認定を受けた建築物等の完了検査申請に係る手数料の額は、完了検査申請1件の床面積の合計につき、別表4に掲げる額の2分の1の額とする。

(昇降機に関する完了検査申請手数料)

第6条 昇降機の完了検査申請に係る手数料の額は、1基につき、別表2に掲げる手数料の額とする。

(工作物に関する完了検査申請手数料)

第7条 工作物の完了検査申請に係る手数料の額は、1の工作物につき、別表2に掲げる手数料の額とする。

(仮使用認定に関する申請手数料)

第8条 仮使用認定申請に係る手数料の額は、別表5に掲げる手数料の額とする。

(再交付手数料)

第9条 当機関が交付した確認済証又は検査済証を再交付する場合の手料は、1通につき2,200円(税込)とする。

(確認申請手数料等の減額)

第10条 次に掲げる建築物の確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料(以下「確認申請手数料等」という。)の額は、第2条第1項及び第3条から第7条までに規定する手数料の額の2分の1の額とする。

(1) 災害により滅失又は破損した建築物で、その災害があった日から1年以内にこれを建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとするもの

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)若しくは土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事業又はその他の公共事業を施行するために建築物の移転、改築等を行おうとするもの

2 前項の規定により確認申請手数料等の減額を受けようとする者は、確認申請書、完了検査申請書及び中間検査申請書を提出する前に、地方公共団体の発行する罹災証明書又は土地区画整理事業施行者等の発行する証明書の原本を添えて公社に提出しなければならない。

(その他)

第11条 第2条から第9条に定める手数料の額は、社会経済状況等の変化や、その他やむを得ない事情が生じた場合には改正することができる。

(附則)

この規程は、平成28年4月11日から施行する。

(附則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

【別表 1】建築物の確認申請手数料

(単位：円)

床面積の合計	金額	
	特例有 (※1)	特例無
30㎡以内	10,000	17,000
30㎡を超え100㎡以内	17,000	25,000
100㎡を超え200㎡以内	26,000	41,000
200㎡を超え500㎡以内	34,000	55,000
500㎡を超え1,000㎡以内	60,000	105,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	—	144,000

※1 建築基準法第6条の4に規定する建築物の建築に関する特例が適用されるもの

(1) 構造計算書の添付を要する建築物（法第20条第2項の適用を受ける建築物はそれぞれ別の建築物とみなす。第2号において同じ。）の場合は、次の額を加算する。

一の建築物の床面積に応じ、次の表に掲げる額

(単位：円)

構造計算を要する建築物の床面積の合計	金額
300㎡を超え500㎡以内	30,000
500㎡を超え1,000㎡以内	50,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	70,000

(2) 前号の建築物のうち、建築基準法施行令（以下「令」という。）第9条の3の確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準によるもの（ルート2基準審査）の場合は、次の額を加算する。

一の建築物の床面積に応じ、次の表に掲げる額

(単位：円)

構造計算を要する建築物の床面積の合計	金額
1,000㎡以内	85,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	110,000

(3) 法第6条の3に規定する構造計算適合性判定の図書と確認申請図書の整合性確認審査がある場合は、構造計算1件について10,000円を加算する。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適合性判定」という。）の図書と確認申請図書の整合性確認審査がある場合（ただし、当機関が省エネ適合性判定を行った場合を除く。）は、一の建築物について10,000円を加算する。

(5) 令第135条の5の天空率を用いて設計した場合（一戸建ての住宅に限る。）は、別表1の額の10%を加算する。

【別表 2】昇降機・工作物の確認検査手数料

(単位：円)

種 別		金 額		
		確認申請	計画変更	完了検査
昇降機	エレベーター・エスカレーター	27,000	14,000	26,000
	小荷物専用昇降機	20,000	10,000	24,000
工作物		24,000	12,000	27,000

【別表 3】 建築物の中間検査申請手数料

(単位：円)

床面積の合計	金 額	
	特例有	特例無
30㎡以内	18,000	24,000
30㎡を超え100㎡以内	21,000	28,000
100㎡を超え200㎡以内	31,000	42,000
200㎡を超え500㎡以内	42,000	56,000
500㎡を超え1,000㎡以内	73,000	98,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	—	132,000

【別表 4】 建築物の完了検査申請手数料

(単位：円)

床面積の合計	金 額			
	中間検査無		中間検査有 (※1)	
	特例有	特例無	特例有	特例無
30㎡以内	21,000	28,000	18,000	24,000
30㎡を超え100㎡以内	25,000	34,000	21,000	28,000
100㎡を超え200㎡以内	34,000	46,000	31,000	42,000
200㎡を超え500㎡以内	46,000	62,000	42,000	56,000
500㎡を超え1,000㎡以内	76,000	102,000	73,000	98,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	—	146,000	—	132,000

※1 中間検査を当機関で実施した建築物

- (1) 省エネ検査が必要な完了検査について、省エネ適合性判定に係る省エネ性能が低下する軽微な変更があった場合、その軽微変更説明書の提出ごと1件の床面積につき、次の表に掲げる額を完了検査申請手数料の額に加算する。

(単位：円)

軽微変更説明書の提出ごと1件の床面積	金 額
200㎡以内	10,000
200㎡を超え2,000㎡以内	20,000

【別表 5】仮使用認定申請手数料

(単位：円)

区 分	金 額
一戸建ての住宅	申請 1 件の床面積の合計につき別表第 4 に掲げる額
一戸建ての住宅を除く建築物等	120,000